



国境を越える友情の架け橋

姉妹都市ホームステイ受入事業

1月29日から2月4日までの7日間、姉妹都市提携を続けている台湾の新北市石門区から、石門国民中学の一行が美浜町を訪れました。

今回訪れた一行は、昨年7月～8月に美浜中学校の生徒が石門区を訪問した際、現地で一緒に過ごした生徒16人と、ウー・ゾンレン坐宗仁石門区長をはじめとする行政・学校関係者の計22人です。

約半年ぶりの再会を果たした生徒たちは、ホームステイや美浜中学校での交流授業等を通して、友好を深めました。

▷生徒たちの主な日程

1月29日(火)	お出迎え(中部国際空港)
1月30日(水)	雪遊び体験(365スキー場)、 歓迎晚餐会、 ホームステイ(1日目)
1月31日(木)	京都観光、 ホームステイ(2日目)
2月 1日(金)	美浜中学校での交流授業、 ホームステイ(3日目)
2月 2日(土)	町内観光、送別会
2月 3日(日)	テーマパーク体験(USJ)
2月 4日(月)	名古屋市内観光、 お見送り(中部国際空港)





ホームステイ受け入れを
終えて

美浜中学校2年

由利 あさひ さん

去年の夏の台湾でのホームステイから半年が過ぎ、待ちに待った日本でのホームステイが始まり、私たちは緊張や不安、期待等さまざまな感情が入り混じっていました。空港でみんな変りなく再会できたことが嬉しかったです。

ホームステイの3日間は、私の家の間取りを説明したり、日本の食事を出したりと、日本の文化をたくさん紹介しました。今庄での雪遊び体験、京都市内観光、美浜中での歓迎会、魚さばき体験、USJ等もう本当に楽しくて、このまま時間が過ぎるのを止めてほしいぐらいあっという間でした。別れの時は、今までの記憶がすべてよみがえり、寂しさ、悲しさが込み上げてきました。

これから実際に会う機会が少なくなるとは思いますが、私たちはいつまでもつながっています。そして、異国に友達ができたことは、私にとっても自信がつかます。また必ず、台湾へ行きたいです。石門区の方々も日本にいつでも来てほしいと思います。

石門区の皆さん、関係者の方々、本当にお世話になり、ありがとうございました。



この交流活動が
末永く続きますように

石門国民中学校3年

シーイーティン
施 宜 廷 さん

美浜町と石門区の方々のおかげで、私たちはこの交流活動に参加することができました。この1週間はたくさんの体験ができ、美しい風景もたくさん見られて、充実した毎日を過ごしました。スキー場での体験や、金閣寺と京都水族館の見学も大満足でした。その中で一番大事なのは、やはり私たちを優しく、温かくもてなしてくれた方々です。

中学校での交流の際、みんなでジャンケンゲームをした時は、本当に楽しかったです。全員が心からの笑顔になり楽しく遊びました。また、パートナーも私たちのために、日本の伝統曲「さくら」を琴で弾いてくれました。同時に、私たちにも弾き方を教えてくれ、自分で1曲弾けるようになるなんて考えられませんでした。すごく楽しかったです。

ホームステイでは、パートナーの家族の皆さんが大変優しくしてくれ、すごく感動しました。

今回の交流で、私たちは人生の中に大切な1ページを刻むことができました。この交流活動を末永く続けてほしいです。

最後になりましたが、お世話になった方々に心よりお礼申し上げます。





みんなで支える公共施設②

～ 協働のまちづくりの推進に向けて ～

町では、今年度、「公共施設の使用料の適正化」に向けた取り組みに着手しました。先月号では、取り組みに至るまでの経緯やその内容についてお知らせしましたが、今月号では、4月からの使用料と減免制度についてお知らせします。

使用料の改正

使用料については、現状と課題を踏まえ、次のとおり見直しを行いました。

▽施設の維持管理経費をベースに算定

使用料の積算根拠を明確にするため、各施設とも「施設の維持管理に要する経費」をベースに受益者負担割合を考慮し、使用料を算定しました。

▽算定単位の統一

施設ごとに使用料の算定単位が不統一だったため、算定単位を「1時間あたり」としました。

▽町外利用者等に対する割増規定の統一

利用者が本町の住民でない者または本町に事務所等を置かない団体が利用する場合は、使用料の2倍の額としました。

▽見直しによる効果

各施設とも統一した基準で使用料を算定することにより、施設間の公平性が確保され、また、施設を利用する者としていない者との公平性も確保することができます。

4月からの新しい使用料

各施設で利用頻度の高い施設(体育館や会議室等)の使用料をお知らせします。これ以外にも見直しを行っていますので、詳細は担当課にお問い合わせください。

なお、各施設共通の事項は次のとおりです。

【各施設共通事項】

- ①改正後の使用料は、1時間あたりの使用料です。
- ②1時間未満の利用については、1時間として計算します。
- ③利用者が本町の住民でない者(利用者のうち、本町の住民でない者が2分の1を超える場合を含む)、または本町に本部、事務所等を置かない団体が利用する場合は、各使用料の2倍の額とします(本町の住民を対象にした事業を行う場合を除く)。



▶ 保健福祉センター「はあとぴあ」 (お問い合わせ先：町健康づくり課 ☎32-3111)

使用部分		改正前	改正後
多目的ホール	全面	1,000円	1,500円
	半面	500円	700円
調理実習室	1室	1,000円	500円
会議室 1	全面	800円	500円
創作・陶芸作業室	1室	1,000円	400円



※1 多目的ホールは別途冷暖房費がかかります。

※2 調理室の器具を使用する場合は、1回あたり500円が別途がかかります。

※3 陶芸電気窯を使用する場合は、1回あたり2,000円が別途がかかります。



▶ ゆうあいひろば (お問い合わせ先：町農林水産課 ☎32-6706)

使用部分	改正前	改正後
テニスコートまたは ゲートボールコート1面相当	200円	300円
全面	600円	800円

▶ 耳地区公民館西分館 (お問い合わせ先：町生涯学習課 ☎32-6709)

使用部分	用途別	改正前			改正後	
		昼間 (利用開始午前9時)	夜間 (利用終了午後10時)	昼夜続行	1時間あたり	
					全面	半面
屋内運動場	入場者指定の 会議その他	350円	700円	1,000円	300円	150円
	公開の講演会等	700円	1,400円	2,000円		
	歌舞演劇等	1,000円	2,000円	2,800円		
照明設備		規定なし			100円	50円

※ 使用目的が地区公民館活動に該当する場合は、使用料を全額免除

▶ 体育センター（お問い合わせ先：町生涯学習課 ☎32 - 6709）

使用部分	改正前	改正後	
体育館	30分あたり	1時間あたり	
	250円	500円	
研修室	100円	研修室1	100円
		研修室2	100円



※ 3分の1面または半面を専用して利用する場合は、3分の1または2分の1に相当する額

! 個人利用(9人以下)に関する規定は廃止します。

使用部分	改正前	改正後
体育館	50円/回	廃止

※ 1回とは、午前9時～午後0時、午後1時～午後5時、午後6時～午後9時の時間帯



▶ 総合体育館（お問い合わせ先：町生涯学習課 ☎32 - 6709）

使用部分				改正前				改正後	
				9:00～12:00	13:00～17:00	17:30～21:30	超過使用料 30分につき	1時間あたり	
競技場 (アリーナ)	専用する	アマチュアスポーツに利用する場合	入場料等を徴収しない場合	3,000円	4,000円	4,000円	720円	全面	1,500円
		その他営利を目的としない集会等に利用する場合	入場料等を徴収しない場合	9,000円	12,000円	12,000円	2,400円	全面	4,000円
会議室		1室につき		1,000円	1,000円	1,000円	200円	1室	200円

※ 3分の1面または半面を専用して利用する場合は、3分の1または2分の1に相当する額



学校施設 ※新しく使用料が発生します (お問い合わせ先：町学校教育課 ☎32 - 6708)

施設名	屋内運動場(1時間あたりの使用料)			電灯使用(1時間あたりの使用料)		
	全面使用	1/2面使用	1/3面使用	全面使用	1/2面使用	1/3面使用
新庄小学校	400円	200円	—	200円	100円	—
美浜北小学校	400円	200円	—	200円	100円	—
美浜南小学校	600円	300円	—	200円	100円	—
弥美小学校	700円	350円	—	200円	100円	—
美浜東小学校	600円	300円	—	200円	100円	—
菅浜小学校	400円	200円	—	100円	50円	—
丹生小学校	400円	200円	—	100円	50円	—
美浜中学校	900円	450円	300円	400円	200円	150円

※ 小学校施設を使用して行う活動が、公民館活動であると地区公民館長が認めた場合は、使用料の全額を免除する。

統一した減免基準を策定

使 用料の減額または免除(以下「減免」)については、これまでも施設毎に運用されていましたが、利用者等から「各施設で取り扱いが違う」「施設利用者からは応分の負担を求めるべき」等といった意見が多く寄せられていました。

このような現状を踏まえ、各施設では施設使用料等適正化検討委員会から出された「施設使用料の適正化に関する意見書」をもとに、「各施設統一の減免基準」を検討し、以下のとおりまとめました。

新しい減免基準も4月から運用を開始します。(※なびあすは昨年11月から運用開始)



■ 減免基準

利用区分	減免率(%)
(1) 町または町の機関が主催し、または共催する場合	100
(2) 町内の保育所、小学校、中学校、美方高等学校、嶺南東養護学校が授業等の一環として利用する場合	
(3) 国または他の地方公共団体が町民の福祉の向上のために利用する場合	
(4) 障がいのある者またはその者の保護者等で構成されている団体が障がいのある者の自立と社会参加を促進する活動のために利用する場合	
(5) 児童または利用者の半数以上が児童である町内の団体が青少年の健全育成のために利用する場合	
(6) 町または町の機関が後援する場合	50
(7) 高齢者または利用者の半数以上が高齢者である町内の団体が利用する場合	
(8) 当該施設を利用して行う活動が、当該利用者の利益にとどまらず客観的に見て広く町民の利益等に結びつくこと町長または教育委員会が認める場合	100または50

※ 「児童」とは町内に住所を有する高校生(18歳)以下の者。「高齢者」とは町内に住所を有する65歳以上の者